金属加工機械及び鋳造装置	金属加工機械 鋳造装置	金属一次製品製造機械 第二次金属加工機械 ダイカストマシン 鋳型機械 砂処理・製品処理機械及び装置	従事者三十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十二）	
食料品加工機械、包装機械及び荷造機械（手動式のものを除く。）	食料品加工機械 包装機械及び荷造機械	個装・内装機械 外装・荷造機械	従事者三十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十四）	
事務用機械	複写機（ジアゾ式等を除く。）	デジタル機 フルカラー機	従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十六）	
ミシン及び繊維機械	ミシン	家庭用ミシン 工業用ミシン	従事者三十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十七）	
	繊維機械		従事者五十名以上のもの		機械器具月報（その十七）	
冷凍機及び冷凍機応用製品	冷凍機 冷凍機応用製品	エアコンディショナ 冷凍・冷蔵ショーケース フリーザ（業務用冷凍庫を含む。） 除湿機 製氷機 チリングユニット（ヒートポンプ式を含む。） 冷凍・冷蔵ユニット	従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十八）	
	冷凍機及び冷凍機応用製品の補器 冷凍・空調用冷却塔					
業務用サービス機器	自動販売機 自動改札機・自動入場機 業務用洗濯機 自動車用洗浄機器		従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十九）	
軸受、軸受メタル及びブッシュ	軸受 軸受メタル ブッシュ	玉軸受 ころ軸受 軸受ユニット	従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その二十）	
鉄構物及び架線金物	鉄構物	鉄骨 軽量鉄骨 橋りょう 鉄塔 水門（水門巻上機を含む。） 鋼管（ベンディングロールで成型したものに限る。）	従事者五十名以上のもの		鉄構物及び架線金物月報	